

東京大学工学部放射線障害防止管理規程

昭和48年11月22日制定
平成18年4月1日改正
平成22年7月27日改正
平成25年5月23日最終改正

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射線障害予防規程としてこの規程を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「障害防止法」という。）及び「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」という。）に基づき東京大学大学院工学系研究科・工学部（以下「工学部」という。）における放射性物質等及び放射線発生装置（以下「放射性物質等」という。）の使用に際し、これらの取扱いによる放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者に対して適用する。

- (1) 工学部において障害防止法で定める取扱等業務に従事する者
- (2) 工学部において電離則で定める放射線業務に従事する者
- (3) 工学部に所属する者で、工学部以外の事業所において障害防止法で定める取扱等業務に従事する者
- (4) 工学部に所属する者で、工学部以外の事業所において電離則で定める放射線業務に従事する者

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、障害防止法で定める取扱等業務及び電離則で定める放射線業務（電子顕微鏡の使用等を含む。）をいう。
- (2) 「放射線取扱者」とは、障害防止法で定める取扱等業務に従事する者及び、電離則で定める放射線業務に従事する者で、工学系研究科長（以下「研究科長」という）が放射線取扱者として承認した者をいう。

第2章 組織及び職務

(組織)

第4条 工学部における放射性物質等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線管理専門委員会)

第5条 工学部における放射線障害の防止及びその業務の円滑な運営を図るため、工学部に放射線管理専門委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、研究科長の諮問に応じて、工学部における放射線管理の基本方針について審議する。

3 管理委員会の組織、運営等については、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第6条 障害防止法に基づき、工学部に第1種放射線取扱主任者免状を有する者（以下「有資格者」という。）のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者の職務を補佐するため、有資格者のうちから、副主任者若干名を置く。

3 主任者が旅行、疾病等でその職務を行うことができない場合には、副主任者が主任者の代理者となり、副主任者が職務を行うことができない場合には、有資格者の中から代理者を選任し、その職務を代行する。

4 主任者、副主任者及び代理者は、安全衛生管理室長の推薦に基づき研究科長がこれを任命する。

5 研究科長は、主任者（選任前1年以内に定期講習を受けた者を除く）に選任した日から1年以内及び定期講習を受けた日から3年を超えない期間毎に主任者に定期講習を受講させなければならない。

(主任者の職務)

第7条 主任者は、工学部における放射線障害の発生の防止にかかわる監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害防止管理規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 研究科長及び管理委員会委員長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び実験室、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 管理委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

(放射線管理室)

第8条 研究科長は、放射線管理業務を行わせるため、安全衛生管理室に放射線管理室を置く。

2 放射線管理室は、工学部における放射線管理の業務を統轄する。

3 放射線管理室に、室長を置き、管理委員会委員長をもってあてる。

4 放射線管理室は、次の業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の放射線被ばく及び放射性物質汚染の管理
- (2) 放射線実験室、管理区域に係る放射線の量及び汚染の状況の測定

- (3) 放射線管理測定機器の保守管理
- (4) 放射性同位元素等の受入、払出、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- (6) 放射線施設の点検及び保守に関する業務

(放射線管理責任者)

第9条 放射性物質等を取扱う実験室又は研究室等（以下「実験室又は研究室」という。）にそれぞれ放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）1名を置く。

- 2 管理責任者は、教員のうちから、研究科長がこれを任命する。
- 3 管理責任者は、実験室又は研究室の放射線管理に関しその業務を統轄する。
- 4 管理責任者は、放射線取扱者に対し放射性物質等の取扱いについて適切な指示を与えとともに、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記帳を行い、放射線管理室に報告しなければならない。

(放射線管理担当者)

第10条 実験室又は研究室に、それぞれ放射線管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置く。

- 2 管理担当者は、放射線に関する知識を有する者のうちから、研究科長がこれを任命する。
- 3 管理担当者は、管理責任者を補佐して、放射線管理室と密接な連絡のもとに、当該実験室又は研究室における放射線管理業務を行う。

(放射線取扱者)

第11条 放射性物質等の取扱い作業に従事しようとする者は、放射線取扱者として登録しなければならない。

- 2 放射線取扱者として登録するためには、所属研究室の管理責任者の申請に基づき放射線管理室長の同意のもとに研究科長の承認を得なければならない。
- 3 研究科長は、前項の承認を行うにあたり、放射線取扱者として申請した者に対し第33条に定める教育及び訓練並びに第31条に定める健康診断を実施させ、その結果を照査しなければならない。

第3章 管理区域等

(管理区域)

第12条 工学部における放射線管理区域の設定及び変更は、管理委員会の議を経て研究科長がこれを決定し、管理区域を指定する。

- 2 前項で指定する管理区域は、原則として障害防止法又は電離則で定める基準による。
- 3 実験室の管理責任者は、次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 放射線取扱者として第11条に基づき承認された者
- (2) 見学者等で一時立入者として管理責任者が認めた者

第13条 実験室の管理責任者は、管理区域に所定の標識及び注意事項を掲示しなければならない

ない。

- 2 実験室の管理責任者は、必要に応じて使用内規等を定め、管理区域に立ち入る者にその旨を熟知させなければならない。
- 3 実験室の管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対し、主任者及び放射線管理室長が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第14条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
 - (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
 - (5) 主任者又は管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示その他実験室の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を取扱う管理区域に立ち入る者は、前項各号のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 専用の作業衣、スリッパその他必要な保護具等を着用し、かつ、これらの物を着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
 - (2) 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに実験室及び研究室の管理責任者及び放射線管理室に連絡するとともに、速やかに除染のための措置を取ること。この場合において、汚染除去が困難なときは、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - (3) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、管理責任者及び放射線管理室に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取ること、この場合において、汚染除去が困難なときは主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 実験室の管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

(実験室の維持・管理等)

第15条 実験室の管理責任者は、担当する実験室又は研究室の管理区域の施設の設備の維持・管理を適切に行わなければならない。

- 2 放射線管理室長は、管理区域に定められた施設の設備を随時点検し、維持・管理が不十分であると判断した場合、必要に応じて実験室の管理責任者に対し当該実験室の改善等について勧告することができる。
- 3 実験室の管理責任者は、前項の勧告を受けた場合には、速やかに必要な処置を講じなければならない。
- 4 実験室の管理責任者は放射線管理室の協力のもとに、管理区域に定められた放射性同位元素施設を別表のとおり定期的に施設点検を行い、その点検結果を管理委員会委員長へ報告する。
- 5 管理委員会委員長は施設の改善を要すると判断したときには研究科長へその旨報告する。
- 6 研究科長は前項の報告を受けた場合にはその必要な処置を講じるものとする。

第4章 放射性物質等の取扱い

(放射性物質等の取扱い)

第16条 放射線取扱者は、この規程及び当該実験室の管理責任者の定める手引書等に従わなければならない。

(非密封放射性同位元素の使用)

第17条 非密封放射性同位元素を使用するものは、当該実験室の管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素の使用は、管理区域内の作業室において行い、承認数量を超えないこと。
 - (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
 - (3) 吸収材、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
 - (4) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
 - (5) かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
 - (6) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
 - (7) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
 - (8) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除去すること。
 - (9) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
 - (10) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
 - (11) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、注意事項を明示する等事故発生の防止措置を講ずること。
- 2 放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、放射線実験室の管理責任者、主任者及び放射線管理室の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第18条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、当該実験室の管理責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器具により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (3) かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- (6) 線源を移動して使用する場合は、使用后直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止す

るために必要な措置を講ずること。

(7) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。

(放射線発生装置の使用)

第19条 放射線発生装置等を使用する者は、装置の管理責任者のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) フェイルセーフ機構を設置している場合は、使用前にフェイルセーフ機構等が正常に作動することを確認するとともに、立ち入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。
- (2) 使用中は、運転中であることを明示すること。
- (3) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 装置担当者は電離則に基づく線量測定を1年に2回放射線管理室の立ち合いのもとに実施しなければならない。

(設置・変更等)

第20条 工学部において、障害防止法に基づき、原子力規制委員会の承認を必要とする実験室を新たに設置し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ管理委員会の承認を得なければならない。

2 前項以外の放射線発生装置を新たに設置するときは、あらかじめ放射線管理室に届け出なければならない。

(勧告等)

第21条 放射線管理室長は、放射性物質等の取扱いが、放射線管理上不適当と認めた場合には、その使用方法を改めるよう当該放射線取扱者の所属する管理責任者に勧告しなければならない。

(工学部外使用)

第22条 放射線取扱者が、工学部外で放射線作業を行おうとする場合は、あらかじめ放射線管理室へ届け出なければならない。

第5章 放射性物質の購入、保管、運搬及び廃棄

(放射性物質の購入等)

第23条 工学部において、放射性物質の購入、保管及び運搬をする場合には、放射線管理室へ届け出なければならない。

2 工学部における放射性物質の搬入及び搬出は、放射線管理室の立会いのもとに行うものとする。

(保管)

第24条 放射性同位元素は、次の各号に掲げる措置を講ずると共に、所定の容器に入れ、所

定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵しなければならない。

- (1) 貯蔵室又は貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
 - (2) 貯蔵箱及び耐火性の容器は放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
 - (3) 非密封放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。
 - (4) 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター 機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること。
 - (5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- 2 管理担当者は保管している放射性同位元素の在庫を半年毎に確認し、その記録を5年間保管しなければならない。
 - 3 非密封放射性同位元素については年度末に在庫を確認し、減衰を考慮した数量を確定しなければならない。

(運搬)

第25条 管理区域において放射性物質等を運搬しようとするときは、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

2 工学部内において放射性物質等を運搬しようとするときは、前項に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ放射線管理室の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 放射性物質等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。
- (2) 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えないようにすること。
- (3) 1cm線量当量率については、搬出物の表面において2mSv(ミリシーベルト)毎時を超えず、かつ搬出物の表面から1m離れた位置において100 μ Sv(マイクロシーベルト)毎時を超えないよう措置すること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張り人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。
- (5) 車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限すること。
- (6) 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつけること。
- (7) その他関係法令に基づき実施すること。

3 工学部外において放射性物質等を運搬しようとするときは、主任者及び放射線管理室長の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第26条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、放射線管理室の立会いのもとに、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃物、難燃物及び可燃物等に区分し、それぞれ専用の廃

棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄するか、又は廃棄業者に引き渡す。

- (2) 無機放射性廃液は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄室に保管廃棄後、廃棄業者に引き渡すか、又は排水設備により排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水する。
 - (3) 有機放射性廃液は、保管廃棄室に保管廃棄後、廃棄業者に引き渡す。
 - (4) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気するか、又は保管廃棄室に保管廃棄後、廃棄業者に引き渡す。
- 2 密封放射性同位元素は廃棄をせず、管理室が線源を確認の上、廃棄業者等に引き渡し、引き渡しの記録を保管する。

第6章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第27条 管理責任者は、安全管理に係る放射線測定機器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第28条 管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1cm線量当量率について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 非密封放射性同位元素取扱実験室の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所境界について行うこと。
 - (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。
 - (3) 実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水のつど行うこと。
- 4 密封放射性同位元素取扱場所の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び工学部の境界について行うこと。
 - (2) 実施時期は取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - (3) 機器に固定して使用する場合（ECDがスクラム装置を含む。）には、放射性同位元素の異常の有無等、その状態を放射線測定器等により取扱開始後にあつては6月を超えない期間ごとに1回点検すること。ただし、線源を取り換えた場合にはそのつど確認すること。
- 5 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所

- (3) 測定をした者の氏名
 - (4) 放射線測定器の種類及び型式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果
- 6 前項の測定結果は、放射線管理室において5年間保存する。

(測定結果に基づく勧告)

- 第29条** 管理委員会委員長は、前条の規定に基づく測定の結果から必要と認めた場合には、当該実験室の管理責任者に対し、作業環境の改善など必要な事項について勧告しなければならない。
- 2 当該実験室の管理責任者は、前項の勧告を受けた場合には、速やかに必要な処置をとらなければならない。

第7章 個人管理

(個人モニター)

第30条 工学部において、放射線取扱者は、放射線管理区域に立ち入っている間継続して適切な個人被ばく線量計を原則として胸部（女子にあっては、腹部）に着用し、外部被ばくを測定しなければならない。

ただし、個人被ばく線量計による測定が、著しく困難である場合は放射線測定器をもちいる。さらにこれらがいずれも著しく困難となった場合にのみ計算により算定を行う。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあっては、腹部）について1cm線量当量、70 μ m（マイクロメートル）線量当量について行うこと。
- (3) 外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部（女子にあっては、腹部及び大たい部）から成る部位以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (5) 測定は、管理区域に立ち入るものについて、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立ち入り者として管理責任者が認めた者については外部被ばくの線量当量が、100 μ Sv（マイクロシーベルト）を超えるおそれのあるときに行うものとする。
- (6) 放射線管理室は、男子にあっては4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3月ごと及び1年ごと並びに女子にあっては1月ごとに、前項の測定結果を集計し、次の項目を記録し保管するとともに、記録の写しを本人に交付する。

- イ 測定対象者の氏名
- ロ 測定した者の氏名
- ハ 放射線測定器の種類及び型式
- ニ 測定方法
- ホ 測定部位及び測定結果

- (7) 放射線管理室は、男子にあっては4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3月ごと及び1年ごと並びに女子にあっては1月ごとに、前項の測定結果並びに

内部被ばくの評価から実効線量及び等価線量を算定し次の項目を記録、保管するとともに、記録の写しを本人に交付する。

- イ 算定年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 算定した者の氏名
- ニ 算定対象期間
- ホ 実効線量
- ヘ 等価線量及び組織名

(8) 4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目を記録する。

- イ 集計年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 対象期間
- ニ 集計した者の氏名
- ホ 累積実効線量

(健康診断)

第31条 研究科長は、東京大学保健・健康推進本部と連携の下に、放射線取扱者の健康管理に関する実施要項に基づき、放射線取扱者に対して所定の健康診断を実施しなければならない。

2 研究科長は、放射線取扱者として登録申請した者及び放射線取扱者に対して健康診断の受診を指示するものとする。

3 研究科長は、次の各号に該当する放射線取扱者が生じた場合は、速やかにその者に健康診断を受診させなければならない。

(1) 放射性同位元素を飲み込み、又は体内摂取した場合

(2) 実効線量で5mSv又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合

4 健康診断の結果は、放射線管理室が保存するとともに、その記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(個人管理に関する勧告)

第32条 放射線管理室長は、放射線取扱者の被ばく線量測定、健康診断又はエリアモニタリングの結果から必要と認めた場合には、放射線取扱者及び管理責任者に対し、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持、作業方法の変更又は作業環境の改善などに関して、勧告しなければならない。

2 放射線取扱者及び管理責任者は、前項の勧告を受けた場合には、速やかに必要な処置をとらなければならない。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第33条 研究科長は、東京大学アイソトープ総合センターと連携の下に、放射線取扱者の教育訓練に関する実施要項に基づき、放射線の取扱いに必要な教育訓練を実施しなければならない。

2 教育訓練の時期は、次のとおりとする。

(1) 新規放射線取扱者の教育訓練は、放射線取扱者として管理区域に立ち入る前

(2) 再教育は、継続して放射線取扱者である者について前回の教育訓練から1年を超えない期間ごと

(3) 一時立入者については、管理区域に立ち入る前

3 管理責任者は、放射線管理室の協力を得て、当該研究室の新規放射線取扱者に対しては放射線の安全取扱いに必要な教育訓練を、その他の放射線取扱者に対しては再教育を、それぞれ行わなければならない。

4 前項の管理責任者が行う教育訓練は、部局教育訓練又は再教育とすることができる。ただし、部局教育訓練として行う場合には、この規程に関する30分以上の教育を含めるものとする。

5 一時立入者の教育訓練については、放射線取扱者が一時立入者に対して管理区域への立ち入りに必要な注意を行うものとする。

第9章 記帳

(記録等)

第34条 放射線管理室は、関係法令に基づき下記事項について記録を行い、それを保存しなければならない。

(1) 個人被ばく管理記録

(2) 実効線量及び等価線量の評価の記録

(3) 健康診断の記録

(4) 放射線の量及び汚染の状況の測定の記録

(記帳)

第35条 管理責任者は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳しなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射線発生装置の種類

ハ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所

ニ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ、払出し

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量（密封については承認証の番号、数量、個数、表示付放射性同位元素装備機器にあつては当該機器の名称及び機構確認の番号）
 - ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (4) 運搬
- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
 - ロ 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
 - ハ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- (5) 廃棄
- イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (6) 教育及び訓練
- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目
 - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (7) 施設点検
- イ 施設点検の実施年月日、項目（別表）及び結果
 - ロ 施設点検を実施した者の氏名
 - ハ 補修等の措置を講じたときはその内容
- 3 前項に定める帳簿は、毎年三月三十一日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖する。放射線管理室において5年間保存しなければならない。

第10章 災害時及び危険時の措置

(災害時の措置)

第36条 火災、地震等の災害が発生した場合は、工学部放射線関係緊急連絡網により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者を経て、研究科長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第37条 放射性同位元素等に関し運搬中の事故、火災、地震等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、その発見者は、直ちに放射線管理室及び管理責任者に通報し、可能な場合は災害拡大防止等の応急処置を講じなければならない。

- 2 研究科長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。

第11章 報告

(緊急時の措置・通報)

第38条 実験室又は研究室において、次の各号に掲げる事態が発生した場合には、発見者は直ちに放射線管理室及び管理責任者に通報し、指示を仰がなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気施設において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水施設において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときを除く。
 - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺に設置された漏洩の拡大を防止した堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
 - イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量。
 - ロ 事業場の境界（及び事業場内の人が居住する区域）における線量。
- (7) 使用その他の取扱における計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき。
 - イ 放射線業務従事者 : 5 mSv
 - ロ 放射線業務従事者以外の者 : 0.5 mSv
- (8) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(放射線管理室のとり処置)

第39条 放射線管理室は、異常事態発生 of 通報を受けた場合又は異常事態を発見した場合は、主任者の指示に従って放射性物質の使用禁止又は当該実験室の立入禁止その他の必要な処置を講じなければならない。

- 2 放射線管理室は、放射線障害を受けた者又は放射線障害発生のおそれのある者が生じた場合は、状況に応じて緊急措置をとるとともに、医師の診断を受けさせなければならない。
- 3 放射線管理室は、異常事態の経過及び処置等に関する報告書を作成し、管理委員会委員長に提出しなければならない。

(緊急時の報告徴収)

第40条 管理委員会委員長は、前条の報告を受け必要と認めた場合には、管理委員会を招集し、対策等について審議しなければならない。

- 2 研究科長は、第38条に該当する報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、学内の関係機関及び原子力規制委員会に報告しなければならない。

(定期の報告徴収)

第41条 放射線管理室長は、毎年4月1日からその翌年3月31日までの期間について障害防止法施行規則で定める所定の様式による放射線管理状況報告書を作成し、研究科長に報告しなければならない。

2 研究科長は前項の内容を法令で定める期間内（年度末から3月以内）に原子力規制委員会に報告しなければならない。

第12章 補足

(補足)

第42条 この規定の改廃については、管理委員会の議を経て、研究科長がこれを決定する。

附 則

1 この規程は、平成25年5月23日から施行する。

別図（第4条関係）

工学部放射線管理組織図

